

新潟市特別職報酬等審議会の委員の公募に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、新潟市特別職報酬等審議会の委員の公募について、必要な事項を定める。

(公募委員の人数)

第2条 公募委員の人数は、2人以内とする。

(応募資格)

第3条 公募により委員に応募できる者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 市内に在住する18歳以上の者
- (2) 本市が設置する他の附属機関等の委員でない者
- (3) 本市職員及び本市議会議員でない者

(応募方法)

第5条 応募者は、住所、氏名、生年月日を記載したものに作文を添えて、郵送、ファックス、E-mail等により応募するものとする。

(選考委員会)

第6条 公募委員を選考するため「新潟市特別職報酬等審議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）」を公募の都度設置する。

2 選考委員会の構成員は、次の各号に掲げる職にある者のうち、3名をもって充てる。

- (1) 新潟市特別職報酬等審議会議長
- (2) 新潟市特別職報酬等審議会委員（公募により選出された者を除く）
- (3) 新潟市総務部長
- (4) 新潟市議会事務局長
- (5) 新潟市総務部職員課長

(選考方法)

第7条 公募委員の選考は、選考委員会において作文の審査により、委員の合議で決定する。ただし、必要に応じ、選考方法に面接等を加えることができる。

附 則

この要領は平成17年4月22日より施行する。

附 則

この要領は平成19年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成23年2月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月11日から施行する。